

平成29年 2 月15日開会

平成29年 2 月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	平成29年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	平成29年度徳島県用度事業特別会計予算	17
第 3 号	平成29年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	19
第 4 号	平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	21
第 5 号	平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
第 6 号	平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	25
第 7 号	平成29年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	27
第 8 号	平成29年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	29
第 9 号	平成29年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	31
第 10 号	平成29年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	33
第 11 号	平成29年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	35
第 12 号	平成29年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	37
第 13 号	平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	39
第 14 号	平成29年度徳島県流域下水道事業特別会計予算	41
第 15 号	平成29年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	43
第 16 号	平成29年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	45
第 17 号	平成29年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	47
第 18 号	平成29年度徳島県証紙収入特別会計予算	49
第 19 号	平成29年度徳島県公債管理特別会計予算	51
第 20 号	平成29年度徳島県給与集中管理特別会計予算	53
第 21 号	平成29年度徳島県病院事業会計予算	55

第	22	号	平成29年度徳島県電気事業会計予算	59頁
第	23	号	平成29年度徳島県工業用水道事業会計予算	63
第	24	号	平成29年度徳島県土地造成事業会計予算	67
第	25	号	平成29年度徳島県駐車場事業会計予算	69
第	26	号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正 について	71
第	27	号	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について	77
第	28	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	79
第	29	号	徳島県税条例等の一部改正について	83
第	30	号	特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する 条例の一部改正について	107
第	31	号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	111
第	32	号	徳島県国民健康保険運営協議会設置条例の制定について	113
第	33	号	徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について	115
第	34	号	徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部改正について	117
第	35	号	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について	119
第	36	号	徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部改正について	121
第	37	号	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	123
第	38	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	127
第	39	号	徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について	131
第	40	号	徳島県個人情報保護条例の一部改正について	133
第	41	号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	135
第	42	号	徳島県立学校設置条例の一部改正について	137

第 43 号	徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について	139
第 44 号	徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について	141
第 45 号	平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金の追加について	143
第 46 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の認可について	145
第 47 号	権利の放棄について	147
第 48 号	権利の放棄について	149
第 49 号	包括外部監査契約について	151
第 50 号	河川法第4条第1項の一級河川の変更に係る意見について	153
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	155
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	157

第 1 号

平成 29 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

平成29年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486,012,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	千円 76,600,000
	1 県 民 税	27,883,864
	2 事 業 税	16,861,139
	3 地 方 消 費 税	12,363,889
	4 不 動 産 取 得 税	1,697,376
	5 県 た ば こ 税	840,392
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	256,841
	7 自 動 車 取 得 税	880,433
	8 軽 油 引 取 税	5,649,866
	9 自 動 車 税	10,148,458
	10 鉦 区 税	1,290
	11 狩 猟 税	16,272
	12 旧 法 に よ る 税	180
2 地 方 消 費 税 清 算 金		26,232,137

	1 地 方 消 費 税 清 算 金	26,232,137
3 地 方 讓 与 税		13,000,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	11,288,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,613,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	95,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 税	4,000
4 地 方 特 例 交 付 金		135,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	135,000
5 地 方 交 付 税		146,100,000
	1 地 方 交 付 税	146,100,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		290,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	290,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		806,127
	1 分 担 金	279,225
	2 負 担 金	526,902
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6,165,472
	1 使 用 料	4,576,972

	2 手	数	料	1,588,500
9 国 庫 支 出 金				59,779,207
	1 国 庫 負 担 金			30,383,067
	2 国 庫 補 助 金			28,199,571
	3 委 託 金			1,196,569
10 財 産 収 入				1,038,899
	1 財 産 運 用 収 入			593,284
	2 財 産 売 払 収 入			445,615
11 寄 附 金				26,150
	1 寄 附 金			26,150
12 繰 入 金				84,007,510
	1 特 別 会 計 繰 入 金			64,663,988
	2 基 金 繰 入 金			19,343,522
13 繰 越 金				1,000,000
	1 繰 越 金			1,000,000
14 諸 収 入				17,567,498
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料 等			104,710

		2 県 預 金 利 子	7,280
		3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	5,060,000
		4 貸 付 金 元 利 収 入	4,594,560
		5 受 託 事 業 収 入	941,245
		6 収 益 事 業 収 入	3,531,257
		7 利 子 割 精 算 金 収 入	102
		8 雑 入	3,328,344
15 県	債		53,264,000
		1 県 債	53,264,000
	歳 入	合 計	486,012,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 972,845
	1 議 会 費	972,845
2 総 務 費		25,282,089
	1 総 務 管 理 費	12,661,513

		2 企 画 費	5,769,982
		3 徴 税 費	2,435,453
		4 市 町 村 振 興 費	2,266,642
		5 選 挙 費	34,180
		6 防 災 費	1,502,094
		7 統 計 調 査 費	289,951
		8 人 事 委 員 会 費	134,619
		9 監 査 委 員 費	187,655
	3 民 生 費		61,257,801
		1 社 会 福 祉 費	44,598,715
		2 児 童 福 祉 費	11,424,786
		3 生 活 保 護 費	5,234,300
	4 衛 生 費		25,411,832
		1 公 衆 衛 生 費	6,158,744
		2 環 境 衛 生 費	2,811,035
		3 保 健 所 費	1,392,837
		4 医 薬 費	5,887,271

		5 病 院 事 業 費	9,161,945
	5 勞 働 費		5,722,919
		1 勞 政 費	4,301,619
		2 職 業 訓 練 費	1,309,645
		3 勞 働 委 員 会 費	111,655
	6 農 林 水 産 業 費		30,537,985
		1 農 業 費	5,328,842
		2 園 芸 費	726,195
		3 畜 産 業 費	822,813
		4 農 地 費	10,695,849
		5 林 業 費	10,862,012
		6 水 産 業 費	2,102,274
	7 商 工 費		65,149,767
		1 商 業 費	59,485,081
		2 工 鉱 業 費	4,152,939
		3 観 光 費	1,511,747
	8 土 木 費		48,604,443

		1 土 木 管 理 費	4,429,587
		2 道 路 橋 り よ う 費	22,677,950
		3 河 川 海 岸 費	12,987,188
		4 港 湾 費	3,214,302
		5 都 市 計 画 費	3,370,237
		6 住 宅 費	1,925,179
9	警 察 費		20,742,596
		1 警 察 管 理 費	18,379,226
		2 警 察 活 動 費	2,363,370
10	教 育 費		86,489,327
		1 教 育 総 務 費	14,525,377
		2 小 学 校 費	25,247,950
		3 中 学 校 費	15,622,205
		4 高 等 学 校 費	20,215,311
		5 特 別 支 援 学 校 費	7,132,789
		6 社 会 教 育 費	2,838,916
		7 保 健 体 育 費	906,779

11 災 害 復 旧 費		10,886,426	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,701,737	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,084,689	
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	
	12 公 債 費	77,074,348	
	1 公 債 費	77,074,348	
	13 諸 支 出 金		27,729,622
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,260,518
		2 利 子 割 交 付 金	126,492
		3 配 当 割 交 付 金	909,648
4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		516,329	
5 地 方 消 費 税 交 付 金		13,150,896	
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		180,092	
7 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		100	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		585,516	
9 利 子 割 精 算 金		31	
14 予 備 費	150,000		

	1 予 備 費	150,000
歳 出	合 計	486,012,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還支援費に係る補助金	自 平成29年度 至 平成47年度	200,000千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 平成29年度 至 平成39年度	元金 1,186,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
自動車税納税通知書等作成業務委託契約	平成30年度	10,000千円
総務事務システム改修業務委託契約	平成30年度	28,000千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	平成30年度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	平成30年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 平成29年度 至 平成85年度	融資額 253,725千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
県営かんがい排水事業工事請負契約	平成30年度	20,000千円
広域営農団地農道整備事業工事請負契約	平成30年度	230,000千円
県営農道整備事業工事請負契約	平成30年度	10,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負契約	平成30年度	210,000千円
国営付帯県営農地防災事業工事請負契約	平成30年度	30,000千円
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 平成30年度 至 平成40年度	融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 平成30年度 至 平成39年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証

徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 平成30年度 至 平成39年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	平成30年度	5,000千円
道路局部改良事業工事請負契約	平成30年度	30,000千円
道路改築事業工事請負契約	平成30年度	350,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	平成30年度	1,560,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	平成30年度	30,000千円
街路事業工事請負契約	平成30年度	100,000千円
公園整備事業工事請負等契約	平成30年度	680,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	平成30年度	30,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	平成30年度	140,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	平成30年度	230,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	平成30年度	100,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	平成30年度	50,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	平成30年度	70,000千円
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等契約	平成30年度	300,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	平成30年度	90,000千円

津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	平成30年度	40,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	平成30年度	40,000千円
河川等災害関連事業工事請負契約	平成30年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	平成30年度	50,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	平成30年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	平成30年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負契約	平成30年度	1,000,000千円
県単独港湾整備事業工事請負契約	平成30年度	50,000千円
港湾改修事業工事請負契約	平成30年度	100,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負契約	平成30年度	100,000千円
港湾補修事業工事請負契約	平成30年度	30,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負契約	平成30年度	300,000千円
交番，駐在所等整備事業業務委託契約	平成30年度	15,552千円
徳島東警察署等PFI事業契約	自平成29年度 至平成47年度	9,000,000千円
緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約	自平成30年度 至平成34年度	470,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 600,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	841,000			
市町村振興事業	1,000,000			
防災事業	50,000			
社会福祉事業	10,000			
児童福祉事業	145,000			
公衆衛生事業	45,000			
環境衛生事業	24,000			
医薬事業	3,000			
職業訓練事業	24,000			
農地事業	2,229,000			
林業治山事業	2,137,000			
水産事業	297,000			
観光事業	115,000			
道路橋りょう事業	8,021,000			

河川海岸事業	6,329,000			
港湾事業	715,000			
都市計画事業	1,212,000			
住宅事業	106,000			
警察関係事業	337,000			
教育総務事業	1,943,000			
高等学校整備事業	2,359,000			
社会教育事業	17,000			
土木施設災害復旧事業	3,311,000			
公用公共用施設災害復旧事業	94,000			
臨時財政対策債	21,300,000			
計	53,264,000			

第 2 号

平成29年度徳島県用度事業特別会計予算

平成29年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,945,648千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,945,648
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	179,124
	3 諸 収 入	1,766,324
歳 入	合 計	1,945,648

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		1,945,648 <small>千円</small>
	1 用 度 事 業 費	1,945,648
歳 出	合 計	1,945,648

第 3 号

平成29年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,545,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 3,545,983
	1 繰 越 金	2,271,355
	2 諸 収 入	1,274,628
歳 入 合 計		3,545,983

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 3,545,983
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	3,545,983
歳 出	合 計	3,545,983

第 4 号

平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 231,863
	1 繰 入 金	197,499
	2 諸 収 入	34,364
歳 入 合 計		231,863

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 231,863
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	70,425
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	19,012
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	142,426
歳 出	合 計	231,863

第 5 号

平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200,668千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 200,668
	1 繰 越 金	93,770
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		200,668

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 200,668
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	200,668
歳 出	合 計	200,668

第 6 号

平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,433,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,433,891
	1 使用料及び手数料	3,000
	2 財産収入	500
	3 繰入金	63,596,400
	4 諸収入	62,833,991

歳入合計	126,433,891
------	-------------

歳出

款	項	金額
1 中小企業・雇用対策事業費		126,433,891 <small>千円</small>
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,433,891
歳出合計		126,433,891

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令		自平成30年度 至平成37年度	2,000,000千円

第 7 号

平成29年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 174,132
	1 繰 越 金	69,397
	2 諸 収 入	104,735
歳 入 合 計		174,132

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 174,132
	1 中小企業近代化資金貸付金	174,132
歳 出	合 計	174,132

第 8 号

平成29年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成29年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 104,456
	1 財 産 収 入	56,346
	2 繰 越 金	48,100
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	104,456

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 104,456
	1 徳島ビル管理事業費	104,456
歳 出	合 計	104,456

第 9 号

平成29年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 27,386
	1 繰 入 金	332
	2 繰 越 金	22,237
	3 諸 収 入	4,817
歳 入	合 計	27,386

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 27,386
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	27,386
歳 出	合 計	27,386

第 10 号

平成29年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,191千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 102,191
	1 繰 入 金	2,188
	2 繰 越 金	89,811
	3 諸 収 入	10,192
歳 入	合 計	102,191

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 102,191
	1 林業改善資金貸付金	102,191
歳 出	合 計	102,191

第 11 号

平成29年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成29年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282,561千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 282,561
	1 財 産 収 入	138,388
	2 繰 入 金	129,958
	3 繰 越 金	100
	4 諸 収 入	14,115
歳 入 合 計		282,561

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費		千円 282,561
	1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費	282,561
歳 出	合 計	282,561

第 12 号

平成29年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 81,013
	1 繰 入 金	1,011
	2 繰 越 金	60,158
	3 諸 収 入	19,844
歳 入	合 計	81,013

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,013
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,013
歳 出	合 計	81,013

第 13 号

平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,222,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,222,433
	1 財 産 収 入	1,619,852
	2 繰 入 金	600,000
	3 繰 越 金	51,431
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	951,000	
歳	入	合	計	3,222,433

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 3,222,433	
	1 公用地公共用地取得事業費		3,215,664	
	2 土地開発基金積立金		6,769	
歳	出	合	計	3,222,433

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 951,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 14 号

平成29年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		千円 977,484
	1 分担金及び負担金	293,901
	2 国庫支出金	70,000
	3 繰入金	368,583
	4 県債	245,000

歳 入 合 計	977,484
------------------	---------

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 977,484
	1 旧吉野川流域下水道事業費	977,484
歳 出 合 計		977,484

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧吉野川流域下水道事業	千円 245,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 15 号

平成29年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成29年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,184,127千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 5,184,127
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	807,284
	2 財 産 収 入	1,060,554
	3 繰 入 金	860,000
	4 諸 収 入	15,289

	5 県	債	2,441,000	
歳	入	合	計	5,184,127

歳 出

款	項	金	額	
1 港湾等整備事業費			千円 5,184,127	
	1 港湾等整備事業費		3,634,992	
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費		527,056	
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費		700,000	
	4 空港周辺整備事業費		322,079	
歳	出	合	計	5,184,127

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等整備事業	千円 1,741,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港津田地区整備事業	700,000			
計	2,441,000			

第 16 号

平成29年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成29年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,336千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 130,336
	1 財 産 収 入	377
	2 繰 越 金	74,778
	3 諸 収 入	55,181
歳 入	合 計	130,336

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 130,336
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	130,336
歳 出	合 計	130,336

第 17 号

平成29年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成29年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ347,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 347,351
	1 財 産 収 入	1,283
	2 繰 越 金	143,705
	3 諸 収 入	202,363
歳 入 合 計		347,351

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 347,351
	1 奨 学 金 貸 付 金	347,351
歳 出	合 計	347,351

第 18 号

平成29年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成29年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,399,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,399,000
	1 証 紙 収 入	2,688,486
	2 繰 越 金	710,514
歳 入 合 計		3,399,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,399,000 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 出 金	3,399,000
歳 出	合 計	3,399,000

第 19 号

平成29年度徳島県公債管理特別会計予算

平成29年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,486,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 122,486,000
	1 繰 入 金	66,027,000
	2 県 債	56,459,000
歳 入	合 計	122,486,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 122,486,000
	1 公 債 費	122,486,000
歳 出	合 計	122,486,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 56,459,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 20 号

平成29年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成29年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,960,790千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,960,790
	1 給 与 振 替 収 入	30,960,790
歳 入	合 計	30,960,790

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		30,960,790 ^{千円}
	1 給 与 費	30,960,790
歳 出	合 計	30,960,790

第 21 号

平成 29 年度 徳 島 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成29年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	790床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	203,670人
外 来	256,444人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	558人
外 来	1,051人
(4) 主要な建設改良事業	
病院増改築工事費	292,256千円
医療器械及び備品購入費	203,672千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	22,746,022千円
第 1 項 医 業 収 益	18,994,361千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,751,661千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	23,560,769千円
第 1 項 医 業 費 用	22,718,441千円

第2項 医 業 外 費 用 842,328千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,342,308千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,010千円及び過年度分損益勘定留保資金1,341,298千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	6,126,393千円
第1項 企 業 債	364,000千円
第2項 負 担 金	757,042千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補 助 金	5,351千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	7,468,701千円
第1項 建 設 改 良 費	524,283千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,666,725千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,277,693千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院総合情報システム統一化業務委託契約	平成30年度	2,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 364,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,554,492千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,880,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成 29 年度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成29年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	326,100,000 k W h
	太陽光発電所	4,580,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	531,446千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	3,305,906千円
第 1 項 営 業	収 益	3,289,690千円
第 2 項 財 務	収 益	9,539千円
第 3 項 事 業 外	収 益	6,677千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	3,150,844千円
第 1 項 営 業	費 用	3,020,494千円
第 2 項 財 務	費 用	6千円
第 3 項 事 業 外	費 用	125,344千円
第 4 項 特 別	損 失	2,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額560,487千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額39,335千円及び過年度分損益勘定留保資金521,152千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	471,259千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	397千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	470,862千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,031,746千円
第1項 建 設 改 良 費	531,446千円
第2項 投 資	500,300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小水力発電流況調査及び概略設計業務委託契約	平成30年度	10,800千円
日野谷発電所川側擁壁耐震対策事業工事請負契約	平成30年度	7,511千円
川口ダム予備電源設備等取替事業工事請負契約	平成30年度	82,969千円
水力発電集中監視制御システム改良事業工事請負契約	平成30年度	7,935千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,031,434千円

(2) 交 際 費

105千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成29年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	66,455,550m ³	吉野川北岸工業用水道	38,533,050m ³
		阿南工業用水道	27,922,500m ³
(3) 1日平均給水量	182,070m ³	吉野川北岸工業用水道	105,570m ³
		阿南工業用水道	76,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	394,002千円
		阿南工業用水道改良工事	283,525千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,217,403千円
第1項 営業	収	益	1,156,854千円
第2項 営業外	収	益	60,549千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,102,146千円
第1項 営業	費	用	1,056,823千円
第2項 営業外	費	用	45,323千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額364,090千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,119千円及び過年度分損益勘定留保資金314,971千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	509,432千円
第1項 固定資産売却代	99千円
第2項 他会計長期借入金	500,000千円
第3項 その他収入	9,333千円
支 出	
第1款 資本的支出	873,522千円
第1項 建設改良費	677,527千円
第2項 企業債償還金	195,995千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約	平成30年度	11,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	227,348千円
(2) 交際費	11千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成29年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,132千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		8,259千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		519千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,504千円
第1項 営 業 費 用		1,503千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		137,693千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		137,693千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成29年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	19,427千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事 業	収 益		75,989千円
第1項 営 業	収 益		75,033千円
第2項 営 業 外	収 益		956千円
支		出	
第1款 事 業	費 用		68,869千円
第1項 営 業	費 用		68,866千円
第2項 営 業 外	費 用		3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,427千円は、過年度分損益勘定留保資金19,427千円で補てんするものとする。)

支		出	
第1款 資 本 的	支 出		19,427千円
第1項 建 設 改 良	費		19,427千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第二十六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「までの子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加える。

第七条の二第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に、「第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」を「第一項及び第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」とあり、並びに前項中「三歳に満たない子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」に、「第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護する」を「同項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の三を削る。

第二条の二第一号中「当該子」を「非常勤職員の養育する子」に改め、同条第二号中「養育する子について、」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が」に、「配偶者が当該子」を「養育する子」に、「育児休業をしている場合(当該非常勤職員が育児休業をしようとする)」を「育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の)」に、「当該育児休業に係る子」を「当該子」に、「当該非常勤職員の配偶者がしている当該子に係る育児休業」を「当該地方等育児休業」に、「その日が当該非常勤職員が育児休業をしようとする」を「当該日が当該育児休業の)」に、「当該育児休業に係る子の出生した」を「当該子の出生の)」に、「出生した日以後」を「出生の日以後」に改め、同条第三号を次のように改め、同条を第二条の三とする。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当し

てする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条の前に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の四 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号中「任期を定めて採用された非常勤職員であつて、当該任期」を「その任期」に、「ものが」を「非常勤職員が、当該育児休業に係る子につ

いて」に、「が満了した後に引き続き採用された」を「の満了後に特定職に引き続き採用される」に改め、「当該育児休業に係る子について」を削り、「引き続き採用された日」を「当該引き続き採用される日」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「再度の」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第二項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないうまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 育児短時間勤務の承認が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十一条中「部分休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「次に掲げる職員」に改め、同条各号を次のように改める。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十二条第一項中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を、「承認は、」の下に「勤務時間条例第七条の二第二項に規定する」を、「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 勤務時間条例第十三条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間条例第十四条第一項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児のための特別休暇又は当該介護休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第二十二条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第十七条の規定により任命権者が定める育児のための休暇又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児のための休暇又は当該介護休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十七号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」の下に「第三項」を加える。

第五条中「の配偶者」の下に「（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。第六条の二、第七条第一号及び第八条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第六条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員について配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたことに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要があ

る。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十八号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表十二の項1中「公告」を「公告又は公表」に改め、同表二十の項2及び3を次のように改める。

- 2 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
- 3 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

第二条第二項の表二十の項中10を16とし、9を15とし、同項8中「検査」を「立入検査」に、「解職勧告及び」を「解職勧告」に改め、「解散命令」の下に「並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知」を加え、同8を同項14とし、同14の前に次のように加える。

- 9 法第五十条第三項の規定による認可
- 10 法第五十四条の六第二項の規定による認可
- 11 法第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び法第五十五条の二第十項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請
- 12 法第五十五条の三第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による届出の受理
- 13 法第五十五条の四の規定による承認

第二条第二項の表二十の項7中「第四十七条の三」を「第四十七条の五」に改め、同7を同項8とし、同8の前に次のように加える。

- 7 法第四十六条の六第四項及び第五項の規定による届出の受理

第二条第二項の表二十の項中6を削り、5を6とし、同項4中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」

に改め、同4を同項5とし、同項3の次に次のように加える。

- 4 法第四十五条の九第五項の規定による許可

第二条第二項の表二十二の項2から4までを次のように改める。

- 2 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
 3 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任
 4 法第四十五条の九第五項の規定による許可

第二条第二項の表二十二の項5中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項7を次のように改める。

- 7 法第四十六条の六第四項及び第五項の規定による届出の受理

第二条第二項の表二十二の項8中「第四十七条の三」を「第四十七条の五」に改め、同項9を次のように改める。

- 9 法第五十条第三項の規定による認可

第二条第二項の表二十二の項中12を16とし、11を15とし、同項10中「検査」を「立入検査」に改め、「役員の解職を勧告しようとする場合の」を削り、同10を同項14とし、同項9の次に次のように加える。

- 10 法第五十四条の六第二項の規定による認可
 11 法第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び法第五十五条の二第十項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請
 12 法第五十五条の三第一項の規定による承認及び同条第二項の規定による届出の受理
 13 法第五十五条の四の規定による承認

第二条第二項の表二十五の項及び三十の項中「小松島市」を「鳴門市 小松島市」に改め、同表中四十二の項及び四十三の項を削り、四十四の項を四十二の項とし、四十五の項から六十の項までを二項ずつ繰り上げ、同表六十一の項中「六十七の項」を「六十五の項」に改め、同項を同表五十九の項とし、同表中六十二の項を六十の項とし、六十三の項を六十一の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十五の項」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表中六十五の項を六十三の項とし、六十六の項から七十八の項までを二項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「七十九の項」に改め、同項を同表七十七の項とし、同表中八十の項を七十八の項とし、八十一の項から八十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ	七千五百円	八千六百元
	八千五百円	九千七百元
	九千五百円	一万九百元
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百元	二万五千元
	二万五千元	二万三千五百円
	二万三千六百円	二万七千円
	二万七千二百円	三万二千二百円

第一項	第一項第一号口	四万七百元	四万六千八百円
		二万九千五百円	三万三千九百円
		三万四千五百円	三万九千六百円
		三万九千五百円	四万五千四百円
		四万五千元	五万七千七百円
		五万千元	五万八千六百円
		五万八千元	六万六千七百円
		六万六千五百円	七万六千四百円
		七万六千五百円	八万七千九百円
		八万八千元	十万千二百円
		十一万千元	十二万七千六百円
	第一項第二号イ	六千五百円	七千百円
		九千元	九千九百円
		一万二千元	一万三千二百円
		一万五千元	一万六千五百円
		一万八千五百円	二万三百円
		二万二千元	二万四千二百円
		二万五千五百円	二万八千元
		二万九千五百円	三万二千四百円
		四千七百円	五千百円
	第一項第三号ロ	八千元	八千八百円
		一万千五百円	一万二千六百円
		一万六千元	一万七千六百円
		二万五百円	二万二千五百円

		二万五千五百円	二万八千円
		三万円	三万三千円
		三万五千円	三万八千五百円
		四万五千円	四万四千五百円
		六千三百円	六千九百円
	第一項 第三号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
		一万五千百円	一万六千六百円
	第一項 第三号ハ(2)	一万二千円	一万二千二百円
		二万六千円	二万二千六百円
	第一項 第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百円
		三万二千円	三万五千二百円
		三万八千円	四万八千八百円
		四万四千円	四万八千四百円
		五万五千円	五万五千五百円
		五万七千円	六万二千七百円
六万四千円		七万四千円	
第一項 第三号ロ	三万三千円	三万六千三百円	
	四万円	四万五千百円	
	四万九千円	五万三千九百円	
	五万七千円	六万二千七百円	
	六万五千五百円	七万二千円	
	七万四千円	八万四千四百円	
	八万三千円	九万三千三百円	
第一項 第四号	四千五百円	五千百円	

第一項第五号イ(1)	六千円	六千九百円
	六千五百円	七千百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三千円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	一万五千二百円
第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	二万七千百円
	二万七千六百円	三万七千七百円
	三万千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
	四万八百円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三千円
	七万四五百円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千百円
第一項第五号ロ(2)	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円

		二万五百万円	二万二千五百円
		二万五千五百円	二万八千円
		三万円	三万三千円
		三万五千円	三万八千五百円
		四万五百万円	四万四千五百円
		六千三百円	六千九百円
		二万八千三百円	三万千円
第一項第五号ハ		四千五百円	五千百円
		六千円	六千九百円
第二項第一号		三千七百万円	四千百円
		四千七百万円	五千二百円
		六千三百円	六千九百円
第二項第二号		五千二百円	五千七百万円
		六千三百円	六千九百円
		八千円	八千八百円

附則第二十三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百二十」を「であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十」に改め、「かつ同号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上」を削り、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ		七千五百円	二千円
		八千五百円	二千五百円
		九千五百円	二千五百円
		一万三千八百円	三千五百円

		一万五千七百円	四千円
		一万七千九百円	四千五百円
		二万五五百円	五千五百円
		二万三千六百円	六千円
		二万七千二百円	七千円
		四万七五百円	一万五五百円
	第一項 第一号ロ	二万九千五百円	七千五百円
		三万四千五百円	九千円
		三万九千五百円	一万円
		四万五千円	一万五千五百円
		五万千円	一万三千円
		五万八千円	一万四千五百円
		六万六千五百円	一万七千円
		七万六千五百円	一万九千五百円
		八万八千円	二万二千円
		十一万千円	二万八千円
	第一項 第二号イ	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
二万二千円		五千五百円	
二万五千五百円		六千五百円	
二万九千五百円		七千五百円	

第一項 第二号ロ	四千七百円	千二百円
	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百円
第一項 第二号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第一項 第二号ハ(2)	一万二千円	三千円
	二万六五百円	五千五百円
第一項 第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第一項 第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円

		四万四千円	一万千円
		五万五百円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万四千円	一万六千円
	第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
		四万千円	一万五百円
		四万九千円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万千円
	第一項第四号	四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
	第一項第五号イ(1)	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
二万九千五百円		七千五百円	
四千七百円		千二百円	
第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	三千五百円	
第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	六千円	

		二万七千六百円	七千円
		三万千六百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万八千円	一万五千円
		四万六千四百円	一万二千円
		五万三千二百円	一万三千五百円
		六万二千二百円	一万五千五百円
		七万四千円	一万八千円
		八万八千八百円	二万二千五百円
第一項 第五号ロ(2)		八千円	二千円
		一万千五百円	三千円
		一万六千円	四千円
		二万五千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		三万円	七千五百円
		三万五千円	九千円
		四万五千円	一万五千円
		六千三百円	千六百円
		二万八千三百円	七千五百円
第一項 第五号ハ		四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
第二項 第一号		三千七百円	千円
		四千七百円	千二百円
		六千三百円	千六百円

第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
第四項第一号	七千五百円	二千円
	二万九千五百円	七千五百円
第四項第二号	六千五百円	二千円
	八千円	二千円
第四項第三号	一万二百円	三千円
	一万三千二百円	三千三百円

附則第二十四項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第一項第二号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百万円	二万五百万円

第一項 第一号口	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万円	五万五千五百円
第一項 第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
第一項 第三号口	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五万円	一万五万円
	二万五千五百円	一万三千円

		三万円	一万五千円	
		三万五千円	一万七千五百円	
		四万五千円	二万五千円	
		六千三百円	三千二百円	
	第一項 第三号ハ(1)		七千五百円	四千円
			一万五千円	八千円
	第一項 第三号ハ(2)		一万二千元	五千五百円
			二万六千円	一万五千円
	第一項 第三号イ(1)		一万二千元	六千円
			一万四千五百円	七千五百円
			一万七千五百円	九千円
			二万円	一万円
			二万二千五百円	一万五千円
			二万五千五百円	一万三千円
			二万九千円	一万四千五百円
			二万六千五百円	一万三千五百円
	第一項 第三号イ(2)		三万二千元	一万六千円
			三万八千円	一万九千円
			四万四千円	二万二千元
			五万五千円	二万五千五百円
		五万七千円	二万八千五百円	
		六万四千円	三万二千元	
		三万三千円	一万六千五百円	
第一項 第三号ロ		四万円	二万五千円	

		四万九千円	二万四千五百円
		五万七千円	二万八千五百円
		六万五千五百円	三万三千円
		七万四千円	三万七千円
		八万三千円	四万五千五百円
	第一項第四号	四千五百円	二千五百円
		六千円	三千円
	第一項第五号イ(1)	六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
	第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	七千円
	第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	一万二千円
		二万七千六百円	一万四千円
		三万千六百円	一万六千円
三万六千円		一万八千円	
四万八百円		二万五千円	
四万六千四百円		二万三千五百円	
五万三千二百円		二万七千円	

	六万二千二百円	三万千円
	七万四五百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第一項第五号ロ(2)	八千円	四千円
	一万五千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五五百円	一万五五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五五百円	二万五五百円
	六千三百円	三千二百円
	二万八千三百円	一万四千五百円
第一項第五号ハ	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第四項第一号	七千五百円	四千円
	二万九千五百円	一万五千円
第四項第二号	六千五百円	三千五百円

	八千円	四千円
第四項第三号	一万二百円	五千三百円
	一万三千二百円	六千六百円

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の二」を「第四十一条」に、「第七節 自動車取得税（第三十五条―第四十一条）」を「第七節 軽油引取税（第四十二条―第四十七条）」に、「第五十三条の四」を「第五十三条の十八」に改める。

第三条第一号中「自動車取得税 軽油引取税」を「軽油引取税」に改める。

第四条第一項中「、自動車取得税」を削り、「並びに自動車税」、「又は自動車税」及び「、自動車税」の下に「の種別割」を加え、「自動車取得税に」を「自動車税の環境性能割に」に改める。

第九条中「、自動車取得税」を削り、「（自動車税）及び「、自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第十一条第一項中「届出」を「届出その他の手続」に改め、同条第二項中「、自動車取得税」を削る。

第十五条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「においては」を「には」に、「においても」を「も」に改める。

第二章第七節を削る。

第二十八条から第三十四条までを削る。

第三十四条の二を第二十八条とし、同条の次に次の十三条を加える。

第二十九条から第四十一条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第五十三条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「二に」を「いずれかに」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に改め、第二章第八節中同条を第五十三条の十八とする。

第五十三条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「によつて自動車税」を「により種別割」に改め、同条を第五十三条の十七とする。

第五十三条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「によつて自動車税」を「により種別割」に改め、同条第三項

中「自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に、「第四十九条の二第一項の規定によつて」を「第五十三條の七の規定により」に改め、同項第二号イ中「自動車税の」を削り、同号ロ中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十三條の十六とする。

第五十三條の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「によつて自動車税」を「により種別割」に改め、同条第三項中「自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に、「第四十九条の二第一項の規定によつて」を「第五十三條の七の規定により」に改め、同項第二号イ中「自動車税の」を削り、同号ロ中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、「以降」を「以後の各年度」に、「同項」を「当該各年度の四月一日において同項」に改め、同条を第五十三條の十五とする。

第五十二條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条を第五十三條の十四とする。

第五十一條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第百四十五條第二項」を「第百四十七條第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「に処する」を「を科する」に改め、同条を第五十三條の十三とする。

第五十條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「道路運送車両法第七條の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十二條第一項」を「第百七十七條の十三第一項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七條の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十二條第一項」を「第百七十七條の十三第一項」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「第百四十五條第二項」を「第百四十七條第一項」に、「においては」を「には、その都度」に改め、「そのつど」を削り、同条第五項中「第百四十五條第二項」を「第百四十七條第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第五十三條の十二とする。

第四十九條の五中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税証紙代金収納印」を「種別割証紙代金収納印」に改め、同条を第五十三條の十一とする。

第四十九條の四中「自動車税」を「種別割」に、「第四十九條の三」を「第五十三條の八」に改め、同条を第五十三條の十とする。

第四十九條の三の二（見出しを含む。）中「自動車税証紙代金収納印」を「種別割証紙代金収納印」に改め、同条を第五十三條の九とする。

第四十九條の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、「、十円、三十円、五十円」を削り、「及び一万円」を「、一万円及び十万円」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十三條の八とする。

第四十九條の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第百五十一條第三項の規定によつて自動車税」を「第百七十七條の十一第三項の規定により種別割」に、「第七條の規定による登録」を「第七條第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「際に」を「ときに」に、「自動車税の証紙を第五十條第一項又は第二項」を「種別割の証紙を法第百七十七條の十三第一項」に、「にはつて」を「又は報告書に貼つて」に、「には、」を「においては、」に、「自動車税に」を「種別割に」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「自動車税証紙代金収納印」を「種別割証紙代金収納印」に、「によつて、自動車税」を「により、種別割」に改め、同条第二項を削り、同条を第五十三條の七とする。

第四十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税の賦課期日後あらたに」を「法第七十七条の八に規定する種別割の賦課期日（以下この節において「賦課期日」という。）後新たに」に改め、同条を第五十三条の六とする。

第四十八条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「の自動車」を「に該当する自動車」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四百四十六条第一項の規定によつて」を「第四百四十八条第一項の規定により」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第五十三条の五とする。

第四十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第三項中「学校（」の下に「以下この条及び」を、「幼保連携型認定こども園」の下に「(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の設置者」を、「かつ、」の下に「その設置する学校又は幼保連携型認定こども園において」を加え、同条第四項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの」を「法第四百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に改め、同条を第五十三条の四とし、第二章第八節中同条の前に次の八条を加える。

（自動車税の非課税の範囲）

第四十八条 法第四百四十八条第二項に規定する条例で定める自動車は、日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものとする。

- 一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 二 血液事業の用に供する自動車
- 三 救護資材の運搬の用に供する自動車

（環境性能割の納付の方法）

第四十九条 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、法第六十条第一項に規定する申告書又は法第六十一条第二項に規定する修正申告書に次条に規定する環境性能割の証紙を貼つてしなければならない。この場合においては、納税義務者は、環境性能割に係る証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を表示する印（以下「環境性能割証紙代金収納印」という。）の押印を受けることにより、環境性能割の証紙に代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合には、前項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(環境性能割の証紙の種類及び様式)

第五十条 環境性能割の証紙の種類は、百円、三百円、五百円、千円、三千円、五千円、一万円及び十万円とする。

2 環境性能割の証紙の様式は、規則で定める。

(環境性能割証紙代金収納印の印影の形式)

第五十一条 環境性能割証紙代金収納印の印影の形式は、規則で定める。

(徳島県収入証紙条例の規定の準用)

第五十二条 徳島県収入証紙条例(昭和三十九年徳島県条例第二十一号)第四条から第七条までの規定は、環境性能割の証紙の取扱いについて準用する。この場合において、同条例第七条中「第三条」とあるのは、「徳島県税条例第五十条」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第五十三条 前条に規定するもののほか、環境性能割の証紙及び環境性能割証紙代金収納印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第五十三条の二 環境性能割の納税義務者が法第六十条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

(環境性能割の減免)

第五十三条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を減免することができる。ただし、第三号、第五号又は第六号に該当する自動車に対しては、規則で定める額を限度とする。

一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関(以下「公的医療機関」という。)の救急自動車又は主としてべき地巡回診療の用に供する自動車

二 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人その他同法第二条に規定する社会福祉事業を営業者(以下「社会福祉法人等」という。)の専らその本来の事業の用に供する自動車

三 身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)、身体障害者等(身体障害者又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。))をいう。以下この条において同じ。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車

あつて、当該身体障害者等が取得したもの（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得したものを含む。）で知事が必要と認めるもの

四 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、身体障害者等の日常生活に不可欠であると知事が認めるもの

五 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

六 専ら身体障害者が運転するため構造の変更がなされた自動車で営業用のもの

七 取得の日から一月以内に天災により滅失した自動車

八 特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第十一条第一項第三号に規定する特定非営利活動に係る事業の用に供するためのものと認められる自動車を当該特定非営利活動法人の設立の日以後五年以内に無償で譲り受けた場合における当該自動車

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、法第六十条第一項の申告書を提出する際に、規則で定める事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類（前項第四号、第五号又は第六号に該当する自動車にあつては、減免を必要とする自動車であることを証する書類）を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第一項第三号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申告書を提出する際に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）（以下単に「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）第九十二条の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

4 第一項第四号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第二項の申告書を提出する際に、規則で定める場合を除き、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項の前の見出しを削り、同項を第十一項とし、同項の前に見出しとして「（中小法人等に対する不均一課税）」を付し、第十三項を第十二項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十五項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則中第十六項を第十五項とし、第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、第二十項を削り、第二十一項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第五十三条の四第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四十八条第一項及び第二項」を「同

項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「法第四百四十七条第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第四百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項を附則第十九項とし、附則中第二十二項及び第二十三項を削り、第二十四項を第二十項とし、第二十五項を第二十一項とし、第二十六項を第二十二項とし、第二十七項の前の見出しを削り、同項を第二十三項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十八項を第二十四項とし、第二十九項から第三十一項までを四項ずつ繰り上げ、第三十二項の前の見出しを削り、同項を第二十八項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十三項を第二十九項とし、第三十四項を第三十項とし、第三十五項を第三十一項とする。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 徳島県税条例の一部を改正する条例(平成二十八年徳島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三条及び附則第七項(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三項から第六項まで、附則第七項中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例(昭和三十七年徳島県条例第四十号)の題名の改正規定、同条例第一条の改正規定(「自動車税」の下に「の種別割」を加える部分に限る。)、同条例第三条第一項の改正規定、同条例第二項の改正規定(「証紙」を「証紙に」に改める部分を除く。)、同条を同条例第四条とする改正規定、同条例第二条の改正規定、同条を同条例第三条とする改正規定、同条例第一条の二の見出しの改正規定、同条の改正規定(「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に改める部分に限る。)、同条を同条例第二条とする改正規定及び同条例様式第一号の改正規定(「Registration」を「Registration」に改める部分及び「Deliver」を「Delivery」に改める部分を除く。)並びに附則第八項から第十一項までの規定 平成三十一年十月一日
- (自動車税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の附則第二十二項から第二十四項までの規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の徳島県税条例(以下「三十一年新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、平成三十一年十月一日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 三十一年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の平成三十一年十月一日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

5 平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税（次項において「旧自動車税」という。）を課されたことがある自動車についての三十一年新条例第五十三条の十四の規定の適用については、同条中「種別割」とあるのは、「平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税又は種別割」とする。

6 平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税を課されたことがある者についての三十一年新条例第五十三条の十八第三項第一号の規定の適用については、同号中「種別割に」とあるのは、「平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税又は種別割に」とする。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

7 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「昭和二十七年法律第二百二十六号」を「昭和二十五年法律第二百二十六号」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」に、「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四条を削る。

第三条第一項中「掲げる」を「規定する」に、「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に改め、「毎年四月中（」の下に「法第七十七条の八に規定する種別割の」を、「に自動車税」及び「当該自動車税」の下に「の種別割」を加え、「おいて」を削り、同条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「証紙」を「証紙に」に、「とき」を「時」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に、「第四十九条」を「第五十三条の七」に、「第一百五十一条」を「第七十七条の十一」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第二条第六号又は第七号に規定するもの）」を「（特例法第二条第四項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。以下同じ。）、契約者（同条第五項に規定する契約者をいう。以下同じ。）又は軍人用販売

機関等（同条第六項に規定する軍人用販売機関等）に、「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に、「左」を「次」に、「ついて」を「ついて」に改め、同条第一号中「乗用」を「乗用車」に、「六千円」を「一万九千円（総排気量が四・五リットルを超えるものにあつては、一万二千円）」に、「一万三千円」を「三万二千元」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改め、同条を第二条とする。

一 小型自動車 年額 七千五百円

三 特種用途自動車 自動車の種類及び大きさに応じ、前二号に定める額のうちいずれかの額

第五条中「外」を「ほか」に、「知事が」を「規則で」に改める。

様式第一号中「第二号」を「第二号（第四号関係）」に、「自動車税証紙発行控」を「自動車税（種別割）証紙発行控」に、

自動車税証紙

「自動車税（種別割）証紙」を「」に、「Registration」を「Registration」に、「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、Auto mobile Tax Stamp を Automobile Tax (Category Base) Stamp に、「Deliver」を「Delivery」に改める。

（災害による県税の減免に関する条例の一部改正）

8 災害による県税の減免に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「うけた」を「受けた」に、「自動車税額」を「自動車税の種別割額」に改める。

（徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正）

9 徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「第五十二条」を「第五十三条の十四」に改める。

（徳島県東部県税局設置条例の一部改正）

10 徳島県東部県税局設置条例（平成十九年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び自動車取得税」を削る。

（地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

11 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「附則第十八項」を「附則第十七項」に改める。

第三条第一項中「附則第十七項」を「附則第十六項」に改める。

提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車取得税の廃止及び自動車税における環境性能割の導入が行われること並びに地方税法等の一部を改正する等の法律の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されること並びに法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更が行われたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「法第五十四条第三項の書類にあつては」及び「、同条第四項の書類にあつては事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を削り、「これらの」を「当該」に改め、「それぞれ」を削る。

別表中「第五十四条第二項から第四項まで」を「第五十四条第二項及び第三項」に、「及び第五十四条第二項から第四項まで」を「並びに第五十四条第二項及び第三項」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

(徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号ロ中「、同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の書類」を削る。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。

第十三条第二項中「、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、

事後遅滞なく)」及び「又は第四項」を削る。

第十四条中「第十二条第三項」を「若しくは第十二条第三項」に改め、「若しくは同条第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第十七条第三項中「第十一条第二項」を削る。

第二十一条第二項第三号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同項第五号中「又は第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)によるこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

(徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に第二条の規定による改正前の徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(以下「旧指定手續条例」という。)第三条第一項の申出又は旧指定手續条例第九条第三項の申出をした者のこれらの申出に係る指定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。
- 4 第二条の規定による改正後の徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(以下「新指定手續条例」という。)第十二条第二項及び第十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧指定手續条例第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。
- 5 新指定手續条例第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧指定手續条例第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例(平成二十八年徳島県条例第六十九号)で定められている控除対象特定非営利活動法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧指定手續条例第十二条第四項の書類の作成、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事にお

ける閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における控除対象特定非営利活動法人の監督については、なお従前の例による。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部が改正され、役員報酬規程等及び助成金の支給に係る書類の備置期間が延長されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十七その一の表カドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改め、同その一の表鉛及びその化合物の項中「一ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同その一の表砒素^ひ及びその化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同その一の表一・一ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同その一の表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

一・四一ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム
-----------	------------------

別表第十七その二の表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中「五」を「二」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている改正後の徳島県生活環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第十一号の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。以下「汚水等排出施設」という。）を設置する工場又は事業場から同条第十号の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に排出される水の cadmium 及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物並びに亜鉛含有量についての改正後の条例第三十八条第一項の排出

水の規制基準は、この条例の施行の日から六月間は、改正後の条例別表第十七その一の表カドミウム及びその化合物の項、鉛及びその化合物の項並びに砒素及びその化合物の項並びにその二の表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置されている汚水等排出施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水については、改正後の条例別表第十七その一の表一・四―ジオキサンの項の規定は、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

水質汚濁防止法に基づく排水基準及び他県の規制状況に鑑み、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、本県の排水の規制基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例の制定について

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法附則第七条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、知事の附属機関として、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
 - 二 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 三人
 - 三 公益を代表する委員 三人
 - 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに鑑み、知事の附属機関として、徳島県国民健康保険運営協議会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

母子保健法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県精神保健福祉審議会設置条例（昭和四十年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に徳島県精神保健福祉審議会の委員である者の任期は、改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、平成三十一年七月三十一日までとする。

提案理由

徳島県精神保健福祉審議会のより一層の適正かつ円滑な運営を図るため、同審議会の委員の任期について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（徳島県精神医療審査会の委員の任期）

第二条 法第十三条第二項に規定する徳島県精神医療審査会の委員（以下「委員」という。）の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において徳島県精神医療審査会の委員である者の任期は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、同日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に任命される委員の任期は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、徳島県精神医療審査会について、高度の専門的な知識経験等を有する委員を確保し、もって、同審査会の適正な審査及び安定した運営に資するため、同審査会の委員の任期を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部改正について

徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部を改正する条例

(徳島県豊かな森づくり推進基金条例の一部改正)

第一条 徳島県豊かな森づくり推進基金条例(平成二十三年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「森林の公有林化の推進等及び」を削る。

(徳島県県有林化等推進基金条例の一部改正)

第二条 徳島県県有林化等推進基金条例(平成二十六年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県公有林化等推進基金条例

第一条中「の県有林化等」を「の公有林化等」に、「徳島県県有林化等推進基金」を「徳島県公有林化等推進基金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正前の徳島県県有林化等推進基金条例による徳島県県有林化等推進基金は、同条の規定による改正後の徳島県公有林化等推進基金条例による徳島県公有林化等推進基金とみなす。

提案理由

本県の豊かな森林を守り育てるために実施する森林の公有林化等の推進に関する事業を安定的に行うため、徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県公有林化等推進基金条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 水産関係の施設及び機械器具の供用並びに依頼を受けて行う水産加工の試験及び分析

第十四条を第十八条とし、第七条から第十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第六条の見出しを「(施設及び機械器具の使用料等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

利用の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

第六条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第六条第二項中「使用料等」を「第一項に規定する使用料又は前項に規定する手数料（以下「使用料等」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 センターに試験、分析又は成績書の再交付を依頼しようとする者は、別表第三に掲げる額の手数を納付しなければならない。

第五条の二を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(利用の許可)

第七条 センターの施設又は機械器具を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

（利用の許可の制限）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はセンターの施設若しくは機械器具の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - 二 利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - 三 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
 - 四 利用の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 県は、利用の許可を受けた者が前項に規定する処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

別表第一中「第五条の二」を「第六条」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十条関係）

区 分	単 位	金 額
六次産業化研究室	午前	一、七五〇円
	午後	二、三三〇円
機械器具	一式一時間等	五、一四〇円を超えない範囲内において規則で定める額

備考

- 1 「午前」とは午前九時から正午までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時までの間をいう。

- 2 午前から午後まで引き続き利用する場合の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。
- 3 利用時間がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ同表に定める単位の利用時間として計算する。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第十条関係)

区 分	単 位	金 額
試験	一件	三五、四八〇円を超えない範囲内において規則で定める額
分析	一件一成分等	三、三四〇円を超えない範囲内において規則で定める額
成績書の再交付	一通	四二〇円

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている改正前の第六条第一項に規定する使用料等については、なお従前の例による。

提案理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターにおいて新たに水産関係の施設及び機械器具を供用すること並びに水産加工の試験及び分析を実施することに伴い、その利用手続及び使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項の1中「三十三の八の項及び三十三の十一の項」を「三十三の十三の項及び三十三の十六の項」に改め、同表の三十三の五の項の1中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項」に、「登録建築物調査機関（三十三の八の項及び三十三の十一の項）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（三十三の十三の項及び三十三の十六の項）」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の三十三の十一の項の1中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「三十三の八の項下欄1イ」を「三十三の十三の項下欄1イ」に、「三十三の八の項下欄1ロ」を「三十三の十三の項下欄1ロ」に改め、同項の2中「三十三の八の項下欄2イ」を「三十三の十三の項下欄2イ」に、「三十三の八の項下欄2ロ(1)」を「三十三の十三の項下欄2ロ(1)」に、「三十三の八の項下欄2ロ(2)」を「三十三の十三の項下欄2ロ(2)」に改め、同項を同表の三十三の十六の項とし、同表の三十三の十の項の2中「三十三の八の項下欄1」を「三十三の十三の項下欄1」に改め、同項の3中「三十三の八の項下欄2」を「三十三の十三の項下欄2」に改め、同項を同表の三十三の十五の項とし、同表中三十三の九の項を三十三の十四の項とし、同表の三十三の八の項中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削り、「三十三の十の項において「計画」を「三十三の十五の項において「計画」に改め、同項の1中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「三十三の十の項」を「三十三の十五の項」に改め、同項の2中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年^{経済産業省}国土交通省令第一号。三十三の十一の項において「省令」という。）第八条第一号イ(2)及びロ(2)」を「省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)」に改め、同項を同表の三十三の十三の項とし、同表の三十三の七の項の次に次のように加える。

三十三の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項から三十三の十二の項までにおいて「計画」という。)の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

三十三の九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項の規定に基づき変更後の計画の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年^{経済産業省}国土交通省令第一号。三十三の九の項、三十三の十三の項及び三十三の十六の項において「省令」という。)第一条第一項第一号ロに定める基準による場合

当該計画に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以下のときは二十四万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは五十万八千円
- 2 その他の場合 当該計画に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以下のときは五十四万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十七万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは七十九万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十一万円、五万平方メートルを超えるときは百万円
 - 1 省令第一条第一項第一号ロに定める基準による場合

当該計画の変更に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が二百平方メートル以下のときは六万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは九万九千円、五百平方メートルを超え千

	<p>二十三の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第二項の規定に基づ く国等の機関による計画の通知に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>二十三の十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第三項の規定に基</p>	<p>平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万三千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十四万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万二千元、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは五十万八千円</p> <p>2 その他の場合 当該計画の変更に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が二百平方メートル以下のときは十五万九千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは二十五万六千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二十九万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十八万四千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十四万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十七万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは七十九万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十二万円、五万平方メートルを超えるときは百万円</p> <p>二十三の八の項下欄により算定した額</p> <p>二十三の九の項下欄により算定した額</p>	
--	--	--	--

づく国等の機関による変更後の計画の通知に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定
 三十三の十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国
 土交通省令第五号）第十一条の規定に基づき計画の変更が軽微な変更該当していること
 を証する書面の交付

三十三の九の項下欄により算定した額

別表第一の備考第七号中「三十三の八の項の」を「三十三の十三の項の」に、「三十三の八の項下欄」を「三十三の十三の項下欄」に改め、同備考第八号中「三十三の十の項の」を「三十三の十五の項の」に、「三十三の十の項下欄」を「三十三の十五の項下欄」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

国立研究開発法人森林総合研究所法の一部が改正され、国立研究開発法人森林総合研究所の名称が改められたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

「第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護

目次中 第一節 事業者に対する指導（第四十五条・第四十六条）を「第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第四十五条―第四十九条）」
 第二節 不適正な取扱いに対する措置（第四十七条・第四十八条）
 第三節 国又は他の地方公共団体との協力（第四十九条）」
 に改める。

第四十四条の二第二項中「及び第三項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項の表中「同法第二十八条」を「同法第二十九条」に改める。

第四十四条の三第二項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第三章第一節の節名を削り、第四十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第四十六条の見出し中「助言等」を「助言」に改め、同条第二項を削る。

第三章第二節の節名を削り、第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第三章第三節の節名を削り、第四十九条に見出しとして「(国又は他の地方公共団体との協力)」を付する。

第五十三条中「及び第四十七条第二項又は第三項の規定により意見を述べるために審査会が行う調査審議」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報取扱事業者の範囲が拡大されたこと等に鑑み、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定について所要の改正を行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、八二五人」を「二、七八六八」に改め、同表県費負担教職員の項中「五、〇五〇人」を「四、九六九八」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中 「徳島県立阿南工業高等学校」 「阿南市宝田町」 を 「徳島県立阿南工業高等学校
徳島県立阿南光高等学校」 「阿南市宝田町
阿南市宝田町」 に改
める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校を再編統合し、新たに徳島県立阿南光高等学校を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十三号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中 「 四二八人 」 を 「 四二九人 」 に改める。
「 四四一人 」 を 「 四四三人 」
「 四五三人 」 を 「 四五六人 」
「 一、五四九人 」 「 一、五五五人 」

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察としての定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

徳島県迷惑行為防止条例（昭和三十九年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「かけ若しくは電子メール若しくは」を「かけ、」に、「送信する」を「送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第八号中「性的しゅう恥心を害する事項を告げ、」を「性的羞恥心を害する事項を告げ」に、「又はその性的しゅう恥心」を「その性的羞恥心」に、「図画」を「図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体」に、「送付し、」を「送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 1 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
 - 1 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十三条の次に次の一条を加える。

（嫌がらせ行為に係る情報提供の禁止）

第十三条之二 何人も、前条第一項の規定に違反する行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該行為の相手方の氏名、住所その他の当該行為の相手方に係る情報で当該行為をするために必要となるものを提供してはならない。

第十四条第一項中「前条」を「第十三条第一項」に改める。

第十六条第一項第三号及び第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

提案理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、嫌がらせ行為として禁止される行為の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 45 号

平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金の追加について

平成28年10月24日議決を経た県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	7,870,000 ^円	1,967,500 ^円	2.5/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	17,605,000	4,401,250	2.5/10	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	3,885,000	971,250	2.5/10	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	6,700,000	1,675,000	2.5/10	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	10,640,000	2,660,000	2.5/10	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	3,300,000	825,000	2.5/10	

提案理由

平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 46 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の認可について

別冊の地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画を認可する。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期計画を認可するに当たり、同法第83条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第47号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃1,224,000円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の損害金422,240円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,515,706円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃257,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃224,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,561,800円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃848,300円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃215,100円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃800,000円に係る債権	同 上

		徳島県営住宅の家賃281,599円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃106,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃145,000円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 48 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用513,290円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用95,740円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用130円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用171,490円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 49 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 平成29年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,342,857円を上限とする額 |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 徳島市中徳島町1丁目27番地の2
野々木 靖 人（弁護士） |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 50 号

河川法第 4 条第 1 項の一級河川の変更に係る意見について

河川法第 4 条第 1 項の一級河川の変更について、平成29年 2 月 1 日国土交通大臣から意見を求められたので、次のとおり意見を述べる。

平成 29 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

那賀川水系に係る河川について、別表により河川法第 4 条第 1 項の一級河川の変更をすることに同意する。

提案理由

河川法第 4 条第 1 項の一級河川の変更をすることについて、国土交通大臣から意見を求められたので、意見を述べることにつき河川法第 4 条第 4 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別表

那賀川水系

変 更	区 分	名 称	区 間	
			上 流 端	下 流 端
新	大 津 田 川	左岸 阿南市長生町平野百番一地先 右岸 同市同町宮内平野百一番一地先	左岸 阿南市長生町平野十二番の一地先 右岸 同市同町一丁ガ坪二番地先	桑野川への合流点
旧	大 津 田 川	左岸 阿南市長生町宮内平野百番一地先 右岸 同市同町宮内平野百一番一地先	左岸 阿南市長生町平野十二番の一地先 右岸 同市同町一丁ガ坪二番地先	桑野川への合流点

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分数
阿波市在住 1名	61,211 ^円	平成26年12月10日	阿波市地内	平成29年1月30日
鳴門市在住 1名	80,000	平成28年7月28日	板野郡松茂町地内	平成29年1月30日
徳島市在住 1名	288,548	平成28年8月3日	徳島市地内	平成29年1月30日
海部郡美波町在住 1名	166,046	平成28年8月19日	海部郡牟岐町地内	平成29年1月30日
吉野川市在住 1名	64,800	平成28年10月3日	吉野川市地内	平成29年1月30日
阿南市在住 2名	3,254,747	平成28年1月12日	阿南市地内	平成29年1月31日
海部郡海陽町在住 1名	182,000	平成28年7月7日	海部郡牟岐町地内	平成29年1月31日

小松島市在住 1名	213,500	平成28年9月16日	小松島市地内	平成29年1月31日
名西郡石井町在住 1名	51,203	平成28年9月30日	名西郡石井町地内	平成29年1月31日
徳島市在住 1名	22,367	平成28年11月10日	徳島市地内	平成29年1月31日
徳島市在住 1名	125,360	平成28年11月11日	徳島市地内	平成29年1月31日
徳島市在住 1名	113,000	平成28年12月3日	徳島市地内	平成29年1月31日
海部郡牟岐町在住 1名	460,384	平成28年12月9日	徳島市地内	平成29年1月31日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
海部郡海陽町在住 1名	119,000 ^円	平成28年4月11日	海部郡海陽町地内 (県道浅川港線)	平成29年1月23日
阿南市在住 1名	814,000	平成28年4月14日	阿南市地内 (県道由岐大西線)	平成29年1月23日
阿南市所在 1法人	283,000	平成28年4月14日	阿南市地内 (県道由岐大西線)	平成29年1月23日
美馬郡つるぎ町在住 1名	181,000	平成28年7月30日	三好市地内 (県道込野観音寺線)	平成29年1月23日
那賀郡那賀町在住 1名	103,000	平成28年8月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年1月23日
三好市所在 1法人	80,000	平成28年10月26日	三好郡東みよし町地内 (県道三加茂東祖谷山線)	平成29年1月23日

